

## 2022年第4回定例会 一般質問

### 子どもの権利について

次に、大項目の2つ目。前回の一般質問、また基本構想に関する全員協議会でも取り上げてきた子どもの権利について、今回も質問いたします。

ご存じのように、国の子ども基本法や東京都のこども基本条例が策定されるに至る過程の中で、社会では子どもの権利に対する理解が深まりと広がりを見せております。子どもの育ちを応援する視点で、都内でも子どもの権利条例を制定する自治体が増えていることから、調布市においても改めて子どもの権利の周知啓発を求めるものです。

これまでに次期基本構想、また基本計画に子どもの権利を明記するよう求めてきております。それに対する答弁では、市の子ども条例は子どもの権利条約の趣旨を踏まえている、またそのような条例に基づいて計画を作っている、市の子ども施策は子どもの権利条約を踏まえた内容になっており、明記をする必要はないという市の姿勢が示されてきております。そして、意図的に避けられているかのように、子どもの権利という言葉は答弁に出てきません。

そこでまず、市の子ども条例が踏まえているという子どもの権利条約の「趣旨」を明らかにするために、市の子ども権利に対する認識についてお答えください。

#### <市長答弁>

平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」いわゆる「子どもの権利条約」には、子どもの4つの権利として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が掲げられており、平成17年に施行した「調布市子ども条例」は、この「子どもの権利条約」の国の批准を背景に制定したもので、その内容においては、この条約の理念を尊重しています。

本条例の前文には「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在」であり、「私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。」と記しています。

また、条例本文には、保護を要する子ども等への支援や、子どもの社会参加の促進をはじめ、市の役割として、常に子どもの最善の利益に配慮する旨を定めています。

これらの前文と本文の内容は子どもの権利条約に掲げられた4つの権利について表したものであります。

加えて、本年6月に国は、こども施策を総合的に推進することを目的としてこども基本法を制定しています。その基本理念の一つとして全ての子どもの最善の利益が優先して考慮されることが明記されています。

市としても、このような国の方向を踏まえ、子どもの権利を尊重し、引き続き子ども施策を市の重要施策の一つとして位置付け、取組を進めて参ります。

## 【まとめ】

ありがとうございます。条例に子どもの権利条約の4つの権利が反映されていることが示されるとともに、市も子どもの権利を尊重すると明確にお答えいただきました。また、子どもの権利条約の4原則、命が守られ成長できる権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、そして差別の禁止もそれぞれ前文や条文に盛り込まれています。答弁にはありませんでしたが、前文にある「のびのびと遊び」という部分は、子どもの遊ぶ権利を保障する姿勢が反映されている重要な部分です。

一方、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて考案された条例であるとは言え、条文の多くは大人に対する規定や努力義務に割かれています。そのことを強く否定するものではありませんが、子どもの権利とは何か、子ども自身はどういった権利を持っている権利の主体者なのかが特に子どもに伝わりにくい印象を受けております。

### (1) 大人にも子どもにも分かりやすい周知啓発を

そこで、大人にも子どもにもわかりやすい周知啓発について次の質問で伺います。

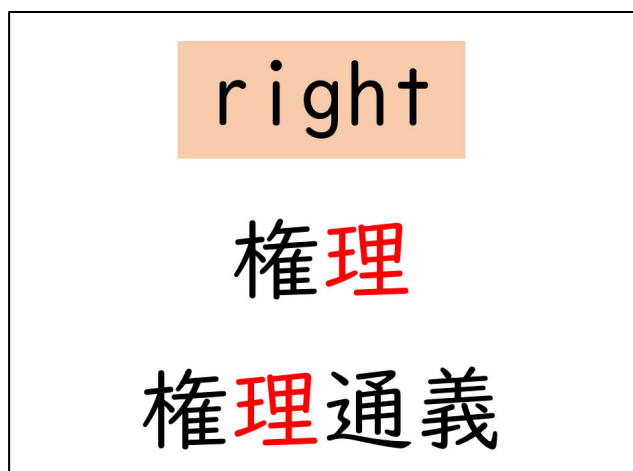
権利という言葉にはわがままや好き勝手という捉え方が長くあり、そのため、国が子どもの権利条約を批准した後も、子どもの権利は強い抵抗に遭ってきました。そこで、改めて、権利とは何か、というところに立ち戻りたいと思います。

日本国憲法は、103条のうち10条から40条、3分の1近くの条文を権利保障に割り、私たちが人間らしく生きるために当たり前に必要なものとして、さまざまな権利を保障しています。

それにも関わらず権利の主張はわがまままだという感覚が日本社会では根強く残っている原因は、権利という言葉に使われている二つの文字にあると言われてしています。明治時代、多くの新しい概念が西洋から日本に入り、翻訳作業が行われました。科学や社会、哲学と

いったものもそうですし、「権利」と今私たちが呼んでいるものの元となった right という概念もその一つです。

画面を御覧ください。



right という概念は、現在は権利と表記されていますが、当初、福沢諭吉は「権理」また「権理通義」と訳していました。最終的には、今の文字になりましたが、福沢諭吉は利益の利は適当ではないと考えていたようです。なぜなら、本来の right という言葉には、利己的な目的のために好き勝手に主張するとか、わがままを押し通すという意味は全くないからです。画面を終わります。

権利という概念の前提には、公共の福祉、つまり社会全体の幸せを実現するためには、個人が幸せである必要があるという考えがあります。憲法が保障する、例えば、心の中で自由に思い描く権利、好きな職業や住む場所を選ぶ権利、財産が守られる権利や人間らしく生きる権利など、どれも個人が幸せに生きるために必要なものです。公共の福祉という道理にかなったことを実現するために、一人ひとりが幸せに生きられるよう持っている力が「けんり」ということになります。そういう意味で、福沢諭吉は「けんり」には道理の「理」を充てるのが適当だと考えたようです。

憲法でも、権利は公共の福祉のために行使すると書かれております。際限なく主張することはできません。他の人の権利とぶつかる時には互いに調整をする必要があることは、言うまでもありません。

子どもの権利に戻りますが、子どもの権利を認める社会を作るということは、子どもたちがわがまま放題をして良い社会を作ろうと言うことではないことがお分かりいただけると思います。友だちにも、大人にも同様に権利があること、公共の福祉について伝えることも当然、重要です。

しかし、幸せな社会を実現するには、一人ひとりが幸せでなければならないという大きな考え、これは子どもに対しても同じであって、幸せな社会、幸せな調布のまちを実現す

るには、子どもたちも一人ひとり幸せにならなければならない、そのために、子どもにも当たり前にも保障されるべき権利を保障しよう、というのが子どもの権利です。

今、いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、教育虐待など子どもを取り巻く課題は深刻ですが、多くの子どもたちが自分たちに権利があることを知りません。大人の多くが知らない現状では、子どもたちは知るすべがないのです。今の親世代の多くも、子どもの権利を知らずに子ども時代を送りました。さらに上の世代は、最大の人権侵害と言える戦争の影響を大きく受けた時代に幼少期、青年期を送り、大変な時代をくぐりぬけてきました。

大人が知らずに育った子どもの権利を、日々子どもたちと接する中で意識することは、容易ではありません。分かりやすい表現にかみ砕き、くり返し周知することは基礎自治体の責務です。調布市は子どもの権利条約の趣旨を踏まえた子ども条例を 2005 年に制定しました。調布市の子ども条例には子どもの権利条約の理念が反映されています。それならば、国にも東京都にも先んじて、市民に積極的に周知するべきです。

そこで2点質問します。まず、国や東京都も子ども基本法やこども基本条例の中で子どもの権利の周知啓発について規定しています。そのことに対する市の認識をお答えください。

もう1点は、市における周知啓発の取組みについてです。前回の一般質問では国立市の取組みをご紹介しました。子どもの権利条例を制定している自治体では、リーフレットを配布するなど、周知啓発にも力を入れています。

世田谷区は、調布市のように、一旦子ども条例を制定した後、子どもの権利を盛り込んだ内容に改訂を行っています。新聞記事にもなりましたが、子どもの権利をもっと周知するために母子手帳に記載してほしいという子どもの声を受けて、子どもの権利の4つの柱、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を母子手帳に記載しています。この取組みそのものが、子どもの意見表明を受け止め、エンパワーする取組みとなっています。

調布市もさまざまな機会を捉え、大人にも子どもにも子どもの権利とはどういうことなのか、実践も含め、分かりやすく周知啓発を始めることを求めます。ご答弁をお願いいたします。



世田谷区の新しい母子手帳。1ページ分を使って、子どもの権利条約を掲載しています

## <子ども生活部答弁>

ア 国は、子どもに関する取組、政策を我が国の社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども基本法を令和5年4月から施行することとしています。また、同法において、子どもの権利の周知啓発については、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めることとしています。

今後は同法の施行とあわせて設置されるこども家庭庁を中心に、あらゆる機会を通じて、当事者である子どもや子どもと関わる大人のほか、広く社会に対して、同法及び児童の権利に関する条約の周知啓発を図っていくものと認識しています。

また、東京都においても「チルドレンファースト」の社会の実現を目指して、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、子ども政策を総合的に推進することとしています。

子どもの権利の周知啓発について、東京都は令和3年4月に施行した東京都こども基本条例に基づき取組を推進することとしており、令和4年度においては、子どもや周囲の大人向けに、条例の内容を分かりやすく伝えるリーフレットの作成のほか、年齢や発達段階に応じたハンドブックやアニメ動画の作成に取り組んでいます。

こうした国や東京都の取組の一方で、市は子育て支援情報誌「元気に育て!!調布っ子」に調布市子ども条例の全文を掲載するとともに、ごみ収集車に子どもが描いた絵を貼るいじめや虐待のないまち宣言PR事業を実施するほか、様々な市の計画策定時に子どもの意見を聴くなど、子どもの権利を尊重した取組を行って参りました。

今後は、いじめや虐待のないまち宣言PR事業や小中学校へ配布する虐待防止チラシなどを通じて、子ども条例と子どもの権利を分かりやすく案内するなど、様々な機会を捉えた周知を検討して参ります。

あわせて、庁内においても、子どもの最善の利益が配慮されるよう子ども条例の内容について啓発の機会を設け、今後の市の施策に反映できるよう努めて参ります。

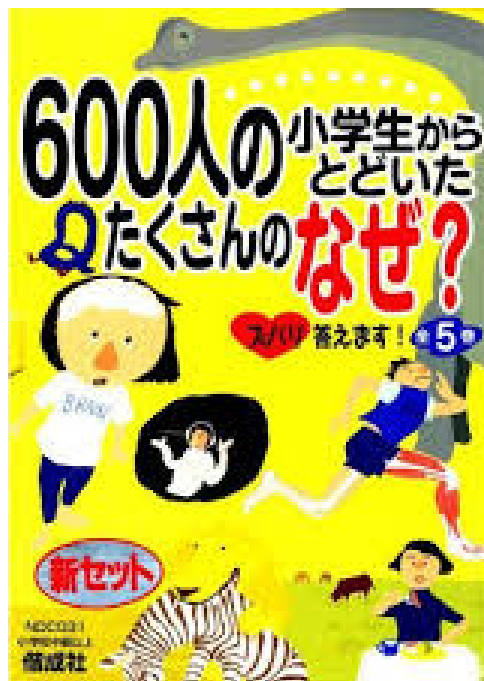
## 【まとめ】

ありがとうございます。明解にお答えいただいたと受け止めておりますが、いくつか指摘をしてまとめたいと思います。

まず周知啓発に関する国や都の方向性に対する市の認識が示されました。子どもの権利条約第 42 条、子ども基本法第 15 条 2、そして東京都子ども基本条例第 12 条に広報や周知啓発の推進について書かれています。市でも認識があることが確認できました。

また、調布市においても、子ども条例と子どもの権利を分かりやすく案内するというご答弁でした。条例 20 条で広報についても書かれていますので、子ども条例も広報誌、また子どもの権利も市民に分かりやすく案内していくということで、国や東京都とも足並みを揃え、積極的に周知しようという姿勢が示されたと受け止めております。日本で最初に子どもの権利条例が制定された川崎市でも年々条例の認知度は下がっているとのこと。形骸化しないよう、子どもの権利と合わせて条例についても周知啓発の継続を求めます。

子どもの権利を守るうえで重要な、子どもの声を聞くという実践の一例をご紹介したいと思います。こちらをご覧ください。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、これは、偕成社の「600 人の小学生からとどいたたくさんのなぜ？」シリーズの 1 冊です。



全部で 5 冊のシリーズで、こちらはケースです。2004 年ごろに、ある小学校で 1 年生から 6 年生までの子どもたちから集めた疑問に対して、医師や大学教授など名だたる専門家が回答をしているものです。「なんで、食べ物を食べるの?」「なんで雷は落ちるの?」といったものから、「人間は何のために生きているの?」といったものまで、子どもたちの素朴な疑問に専門家たちが真っ向から真面目に答えている、とても楽しいシリーズです。子

どもの意見表明権、また知る権利を保障する取り組みと言えるのではないのでしょうか。

先日、NPO 法人国際子ども権利センター（シーライツ）の 30 周年記念イベントに、この本のイラストを担当されたナムーラ・ミチヨさんが登壇され、紹介されました。そこでナムーラさんが、調布市の小学生とおっしゃったので、確認したところ、この小学生 600 人は、調布市内の子どもたちだそうです。20 年前、ちょうど子ども条例の策定に取り組んでいた頃かと思います。こういう良い実践例が調布市にはありますので、こういうものも図書館にコーナーを作るなど、子どもの権利と合わせてアピールしてはどうでしょうか。

私自身が子どもの権利について知ったのは、親になってから参加した、市内公民館の子育てセミナーでした。このセミナーは過去に文部科学省から表彰を受けているもので、今でも市内の保護者世代の参加者に子どもの権利への理解を広げています。

子どもの権利は、教育現場でも授業で取り上げているようですし、教員研修でも周知が始まっております。また生徒指導提要も子どもの権利との整合性を図って大幅改定される見通しです。今年 6 月に施行が始まった教育機会確保法は、教育基本法と子どもの権利条約の趣旨にのっとり制定されており、具体的には子どもの権利条約 31 条にある子どもの休息の権利を反映しているわけです。こういった社会の流れの中で、早期に子ども条例を制定している調布市として遅れをとるわけにはいきません。子どもにも、大人にも分かりやすくストレートに子どもが有する権利について周知していただきたいと思います。

その目的は、子どもや若者を守られ、保護されるだけの存在ではなく、社会をともにつくっていくパートナーとしてエンパワーすることです。

これから国や東京都、そして調布市それぞれが子どもの権利を広げ、社会の認識が進むことが予測されます。次期調布っ子すこやかプラン改訂時には、そういった社会の認識との整合性が取れるよう、今から見通しを立てておく必要がありますから、基本計画には子ども条例と合わせて子どもの権利の周知も明記するべきと再度強く要望しておきます。それは、これからの 8 年間、最も力の弱い存在である子どもの力を引き出し、ともに幸せに生きられる、子どもも 1 人も取り残さないまちを作ろうという市の意思表示でもあります。以上、子どもの権利について、市の積極的な取り組みの進展を期待して質問を終わります。